

第3回 北九州市空家等対策計画推進会議 議事

1 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

1) 発生予防の啓発方法について

市の取り組み (現 状)	・「終活ノート」による啓発（各区役所等で配布）
事務局からの 質 問 内 容	住宅として使用中の段階から、所有者や家族（相続人等）に対する空き家の発生予防の啓発について、どのような方法が考えられますか。
回 答 (意 見)	

2) 老朽化予防の啓発方法について

市の取り組み (現 状)	・相続に関する情報提供（相続登記の義務化・国庫帰属制度） ・管理事業者紹介制度
事務局からの 質 問 内 容	既に空き家を所有している方などに対する、空き家の適切な管理等の老朽化予防の啓発について、どのような方法が考えられますか。
回 答 (意 見)	

3) 空き家に対する市の取り組みの情報発信方法について

市の取り組み (現 状)	・固定資産税納税義務者へのチラシ配布（納税通知に同封） ・出前講演や相談会など対面での啓発 ・市HP掲載及び各区役所でのパンフレット配布
事務局からの 質 問 内 容	現在の市の取り組みの強化やその他の観点から、市民の認知度を高めるための、より効果的な情報発信方法がないでしょうか。
回 答 (意 見)	

2 老朽空き家の除却・所有者不明土地対策等の推進

1) 是正指導をしても反応がない場合の効果的な対応について

市の取り組み (現 状)	・ 是正に向けた所有者への継続的な働きかけ ・ 危険回避措置(緊急工事、代執行)および要した費用の請求
事務局からの 質 問 内 容	市の取り組みに関して、その他効果的な指導等の方法がないでしょうか。
回 答 (意 見)	

2) 補助金(除却・活用)の在り方について

市の取り組み (現 状)	・ 補助金(除却)は市場流通が困難で危険性が高い空き家に限定(R7年度改定) ・ リノベーションは制度の見直しを検討中
事務局からの 質 問 内 容	空き家対策としての個人の財産に対する適切な補助金の在り方について、ご意見ください。
回 答 (意 見)	

3) 所有者不明土地対策について(相談体制や効果的な対策)

市の取り組み (予 定)	・ 相談体制の整備(検討中) ・ 危険度に応じた優先順位付けと是正指導等(検討中)
事務局からの 質 問 内 容	危険箇所に対する指導や所有者不明土地対策全般にかかる内容など、今後の取り組みの検討に関してご意見ください。
回 答 (意 見)	

3 空き家・空き地の活用促進

1) 空き家を活用した移住・定住等について

市の取り組み (検 討 中)	関係部局の補助・特典や情報発信等のパッケージ化など
事務局からの 質 問 内 容	空き家を活用した移住・定住等の効果的な方策に関して、ご意見ください。
回 答 (意 見)	

4 空き家等に関する対策の実施体制

1) 官民連携による空き家等対策について

市の取り組み (現 状)	・ 空家等管理活用支援法人制度の活用（募集） ・ 専門家団体との連携協定
事務局からの 質 問 内 容	官民連携において、民間・支援法人が実施しやすい環境や効力に関して、どのようなことが考えられますか。
回 答 (意 見)	